

氷見市景観計画の改定について

前回都市計画審議会報告からの経緯とスケジュール

2

令和6年度

令和6年7月2日

都市計画審議会(改定素案の報告)

前回

令和7年度

令和7年
7~12月

景観まちづくり支援の実証実験

令和8年3月23日

景観審議会(実証実験・改定素案の報告)

4月28日~5月29日

改定素案に対するパブリックコメントの実施

5月15日

住民説明会の開催

住民意見
の反映

7月3日

景観審議会(改定案の諮問)

8月6日

都市計画審議会(意見聴取)

今回

法定手続

氷見市議会(事前説明)

9月末

景観計画(改定)の公表(告示)

11月頃

景観まちづくりシンポジウム(改定内容の周知)

周知期間
6カ月

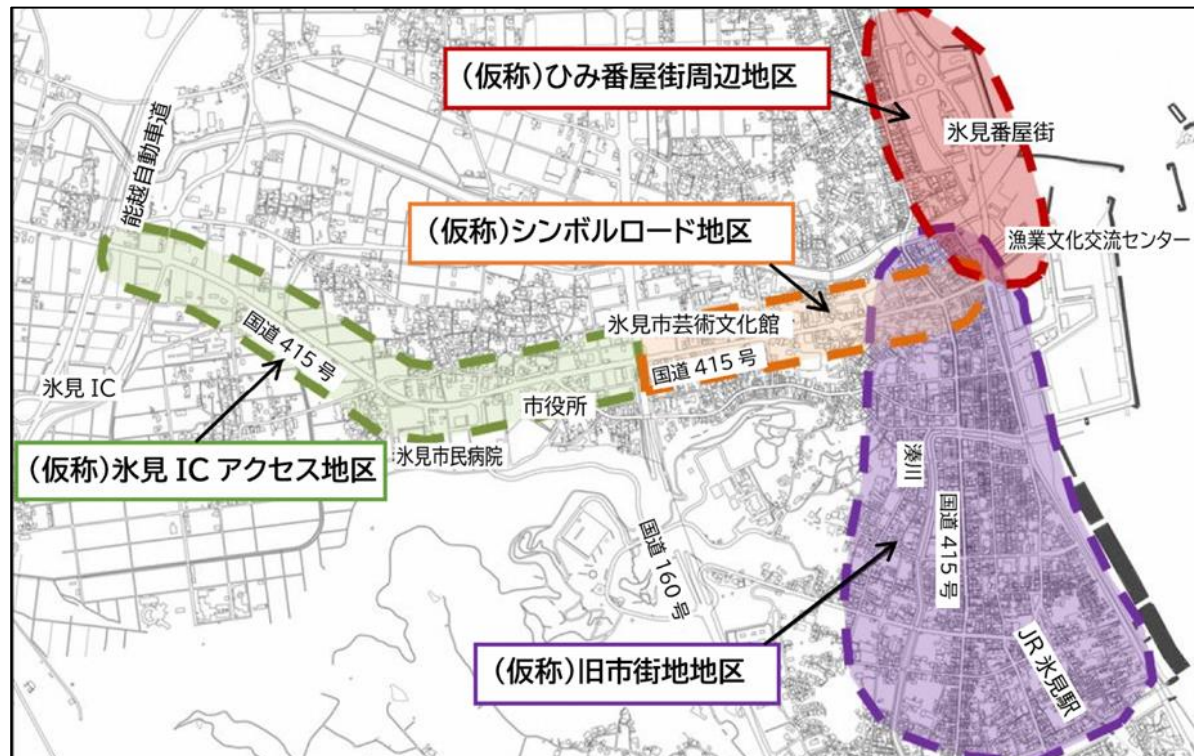
令和9年4月~

届出制度・補助支援制度の開始

令和8年度

景観形成重点地区の指定

- 氷見市では、美しい自然景観の保全や魅力ある個性豊かな景観の創造を図るため、平成31年3月に**氷見市景観計画**を策定し、氷見らしい良好な景観づくりに取り組んでいます。
- 景観計画において、地域の景観資源を活かして重点的・積極的な景観形成を図る「景観形成重点地区」の候補を12地区選定し、**特に優先度の高い地区として下図の4地区**を選定しています。
- 氷見市芸術文化館の開館を契機**として、まちの玄関口にふさわしい良好な景観形成と賑わいの創出を図るため、景観計画を改定し、別冊として**氷見市景観形成重点地区景観計画**を定め、①（仮称）シンボルロード地区と②（仮称）氷見ICアクセス地区を景観形成重点地区「**シンボルロード地区**」として指定する取組を進めています。



【景観形成重点地区候補地の4つの地区】

①(仮称)シンボルロード地区 (国道415号 幸町～中央町)



②(仮称)氷見ICアクセス地区 (国道415号 大野～鞍川)



景観形成重点地区とは

- ・ 景観形成重点地区は、地区ごとの特性に着目して、地域の拠り所や顔となるような、質の高い景観形成に取り組む必要がある地区である。（景観条例第4条2項）
- ・ 重点地区においては、届出対象行為や景観形成基準をその地区に特化したきめ細かなものに設定し、景観誘導を積極的に推進することが望まれる。

【景観形成重点地区の選定基準(氷見市景観計画P28)】

1. 本市を代表する景観資源を有し、積極的な景観形成が求められる地区
2. 本市の計画等の位置づけから、重点的な景観形成を行う必要がある地区
3. 事業等による急速な開発又は衰退によって景観が著しく変化するおそれがある地区
4. 景観に対する地区住民の意識が高く、積極的な景観誘導が期待できる地区

候補地 地区名	該当する選定基準及び概要			
	1、本市の代表的な景観資源を有する	2、主要計画で位置づけされている	3、事業等による急速な開発又は衰退が危惧される	4、地区住民の意識が高い
(仮称) 氷見インターチェンジ (IC) アクセス地区 (国道415号大野・鞍川)	◎ ・ 氷見市役所、金沢医科大学氷見市民病院などのシンボリックな建築物を有する ・ ICから氷見市街地への玄関口として、広がる田園や朝日山を望める	◎ ・ 「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、玄関口としてふさわしい景観形成を図ることが示されている	○ ・ 氷見ICから本市の市街地へのアクセス道路沿道であり、市役所や病院などの立地に伴い、開発圧力が高まっている ・ 屋外広告物が散見される	○ ・ 地区住民が参加するワークショップによって、勉強会が開催されたことがあり、意識が高い
(仮称) シンボルロード地区 (国道415号幸町・中央町)	◎ ・ 無電柱化によって、シンボルロードとしての良好な公共空間が形成されている ・ 旧氷見市民病院跡地にまちの顔となる新文化施設の建設を予定している	◎ ・ 「氷見市都市計画マスタープラン」の“地域別構想”では、シンボルロードとしての沿道景観の創出が示されている	○ ・ 無電柱化事業などが進められた一方で、空き地や空き店舗があり、魅力的な景観づくりが必要となっている	○ ・ 新文化施設の建設予定地として住民の関心が高く、今後もさらに機運の高まりが期待される

本市においては

きめ細やかなものとは・・・

氷見市景観計画（市域全体）と比べて

厳しい景観形成基準を設けて規制をかけるのではなく、



大規模建築物のみに限定されていた景観への配慮を、一般住宅のような小規模建築物から届出対象として、建築の設計段階から、景観について考える機会を設けて、市が目指すまち並み形成に向けた誘導を行っていくもの



●景観まちづくりのビジョン・テーマ

- ・シンボルロード地区における「景観まちづくりの基本方針」として3つのビジョンと5つのテーマを設定しています。

1 地域の多様な魅力が実感できる景観づくり

テーマ1 みんなで魅力を発掘・整理して磨き上げる

地域に点在する魅力を発掘し、景観資源として整理し、さらなる活用を目指す。

空き家や空き店舗の活用などにより、隠れた景観資源を魅力的な空間へ転換する。



テーマ2 魅力を巡り、親しめる心地よい回遊環境をつくる

主要な交差点を修景・活用することで、周辺への人の流れや活動を生み、地域全体の賑わいにつなげる。

案内サイン、休憩スポット、植栽など周辺を巡り親しむ設えを工夫し、心地よい回遊環境を整える。



2 氷見のシンボル軸にふさわしいまち並みの形成

テーマ3 自然環境に囲まれた立地を活かした景観をつくる

四季折々に変化する豊かな自然環境を地域の身近なシンボルとして、守り活かす取組みを進める。

田園景観と調和したまち並みの誘導や道路空間の創出を進め、眺めを活かした眺望点の整備を推進する。



テーマ4 シンボル軸にふさわしい沿道の景観をつくる

シンボル軸にふさわしい沿道景観や、人々の活動が見える賑わいの創出を進める。

フラワーハンギング、街灯や柵の修景を進め、まちのエントランス空間にふさわしい沿道の景観づくりを進める。



3 生き生きとした景観を育てる景観マネジメント

テーマ5 生き生きとした景観の創出と守り育てる景観マネジメント

市民や団体が、主体的に景観づくりに参加できる仕組みを整備するとともに、沿道空間で活動がしやすくなる仕組みや環境づくりを推進する。

景観の魅力や景観まちづくりの活動を広く発信し、多主体が連携・協働して景観を守り育てていく取組み(景観マネジメント)を進めます。



●活動を生み出す景観づくりの方策

- ・「氷見市景観計画」（市域全体）の基本理念のもと、シンボルロード地区の景観資源を”まもる”、“いかす”、“つくる”、“ととのえる” 活動づくりの取組み方針を定めます。

取組み方針	方策の例	
(1)景観資源をまもる活動 ●景観資源の顕在化と次世代への継承 ●景観資源の保全・活用に向けた新たな仕組みの構築	・地域固有の景観の魅力や課題を発見する機会の創出 ・小中学校や高校と連携した景観学習、体験学習等の実施	
(2)景観資源をいかす活動 ●市民や事業者等との連携体制の構築 ●情報発信の取組み強化	・地域のストック活用促進のための仕組みの検討 ・身近な景観のハードづくりや活動づくりを支援する制度の構築 ・活動紹介パンフレットや事例集の作成・活用 ・優れた活動や取組みを表彰する制度等の創設	
(3)景観資源をつくる活動 ●景観資源を利活用しながら新たな魅力的な空間の創出	・沿道に点在する空き家や空き店舗などのストックの継続的な活用による場の育成 ・景観資源の建築物等の意匠を活かしたセルフリノベーションの推進 ・公共空間の社会実験的な利活用による魅力発信	
(4)景観資源をととのえる活動 ●景観資源と一体的な風景を構成する主要なスポットの修景と魅力づくり	・景観資源周辺の景観を整えるハード整備の推進 ・景観資源と周辺の空間を一体的に魅せる修景やデザイン誘導の検討 ・眺望点や沿道のビュースポットの整備 ・美化・修景活動への支援や協働体制づくり	

●地域特性を活かしたまち並みの形成方針

① シンボルロード地区のまち並み形成

- ・区間ごとの地域特性に応じ、シンボル軸にふさわしいまち並みの形成を目指す。
- ・建築物等のデザインや配置については、統一感と地域らしさの両立を図り、魅力的な沿道空間の創出を目指す。

② シンボルロード周辺回遊エリアのまち並み形成

- ・集落や営農環境、町家が建ち並ぶ旧街道など、地域の歴史・文化を感じさせるまち並みに配慮する。
- ・シンボルロード地区と一体的な地域としてまちの魅力を高めていくため、回遊性を高める工夫や一体的な景観向上の取組みを進める。

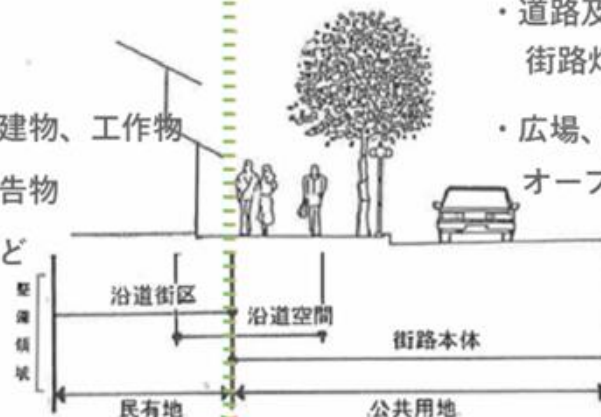
まち並みを形成し、活動を支える景観づくり

地域特性を活かしたまち並みの形成

- ・庭先、店先
- ・敷地際
- ・住まいや店舗・事業所等の建物、工作物
- ・個人や事業所で設置する広告物
- ・空き家、空き店舗、空地など

まち並みと一体となり、 景観まちづくり活動を支える公共施設

- ・道路及び付属物（街路樹、街路灯、ガードレールなど）
- ・広場、公園、公共空地などのオープンスペース
- ・公共サイン



●景観法に基づく届出制度の活用

- ・地域の特性を活かした良好なまち並み景観を次世代へ継承するため、建築物・工作物等の行為に関して、地区独自の基準として、「**景観誘導基準（配慮事項）**」と「**景観形成基準（遵守事項）**」を設定します。

シンボルロード地区における行為の制限に関する事項（景観法第8条2項2号）

① 景観誘導基準（配慮事項）

氷見市景観計画（全市版）に準じた自主的に配慮すべき比較的緩やかな基準
行政が景観形成の望ましい方向性を示すもの
計画や設計の段階での柔軟な運用を通じて、創意工夫を引き出し、景観誘導するもの（努力義務）
特定届出対象行為の指導・変更命令等の対象外



両輪で
景観誘導

② 景観形成基準（遵守事項）

景観形成重点地区内で建築行為を行う際に**必ず遵守すべき具体的な基準**（客観的で明確な基準）
特定届出対象行為の指導・変更命令等の判断基準
※特定届出対象行為とは
景観形成重点地区における建築物や工作物の新築・移転・増築・改築・外観の変更



●届出対象行為

- ・景観形成重点地区（シンボルロード地区）における届出対象行為を次表のとおり定めます。
- ・なお、シンボルロード周辺回遊エリアでの届出は、氷見市景観計画（市域全体）に準じます。

【届出対象行為の規模検討のポイント】

景観形成重点地区においては、小規模な建築物からきめ細やかな景観誘導を行う必要があるため、県内の重点地区の届出対象規模を参考としながら設定した。

参考地域：富山市大手モール地区景観まちづくり推進区域、富山市八尾地区景観まちづくり推進区域、富山県立山・大山地区景観づくり重点地域

行為の種類		届出が必要な行為の規模	備考
建築物の新築・移転・増築・改築		建築面積10㎡超	参考地域と同じ
工作物の 新築・移転・増築・改築	工作物① 煙突、塔等	高さ5m超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）	参考地域と同じ
	工作物② 電線路等	高さ5m超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）	参考地域と同じ
	工作物③ さく、塀等	高さ1.5m超	参考地域と同じ
	工作物④ 遊戯施設等	高さ5m超又は築造面積10㎡超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）	参考地域と同じ
	工作物⑤ 太陽光設備	設置面積50㎡超	市域全体と同じ
建築物等の外観の変更		届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更	市域全体と同じ
開発行為		行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	市域全体と同じ
土地の区画形質の変更 （水面の埋立て及び干拓を含む）		行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面を生ずるもの	市域全体と同じ
屋外における物品の集積又は貯蔵		行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超	市域全体と同じ
鉱物の採掘又は土石の類の採取		行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面を生ずるもの	市域全体と同じ

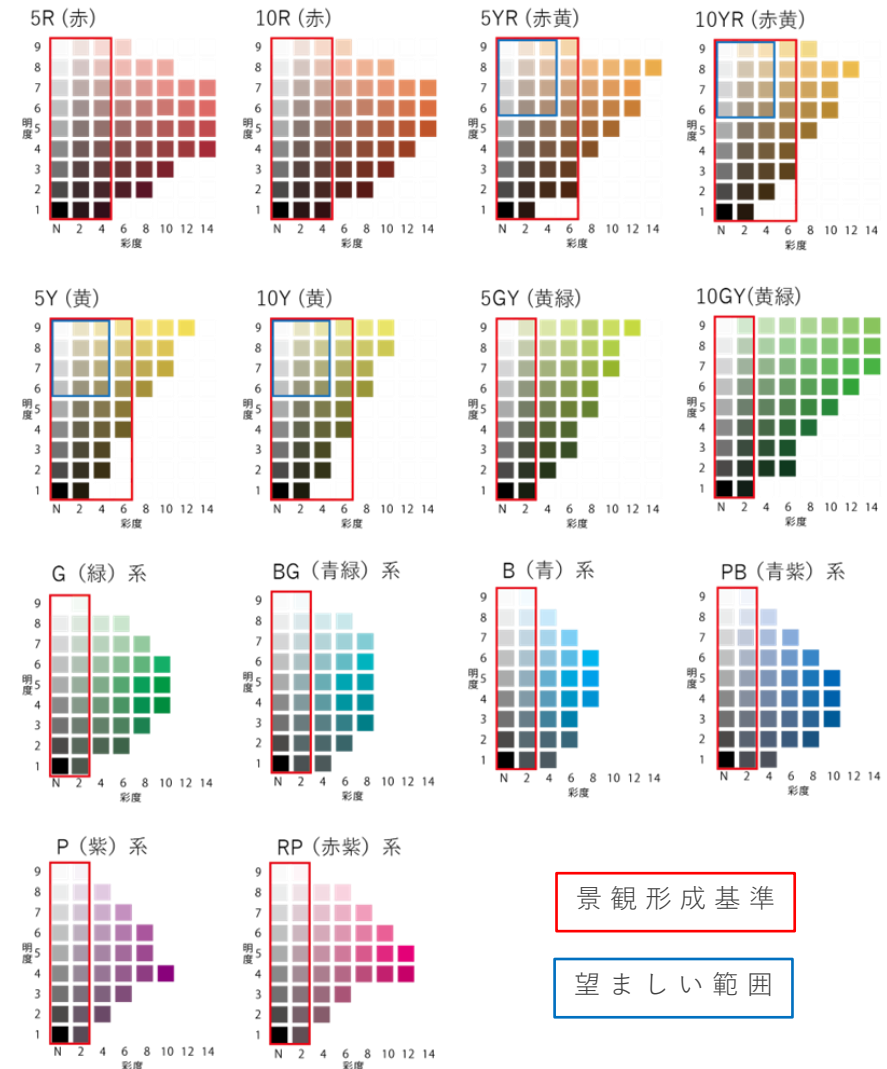
●景観形成基準(遵守事項)

- ・景観形成重点地区（シンボルロード地区）における景観形成基準を次表のとおり定めます。
- ・なお、景観形成基準に適合しない場合は、指導・勧告・変更命令の対象となります。

【景観形成基準】

事 項		景 観 形 成 基 準																	
建築物・工作物	形態・意匠	・建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付帯施設は、次のいずれかの基準に適合する。 ◎前面の道路から見えない位置に設けられていること。 ◎ルーバーや植栽等による目隠しにより直接望見できない修景措置が施されていること。 ◎前2項が困難な場合で、付帯施設を建築物の外壁と同色とするなど、景観形成上、適切な修景措置が施されていること。																	
	色彩・素材	・建築物、工作物の外壁、外観の基調色は、下表に示す基準に適合したものとし、使用する色数を少なくし、色彩相互の調和を図ること。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、この限りではない。 ■外壁、外観の基調色の色彩基準 <table><tr><th></th><th>Y・YR系</th><th>R系</th><th>その他</th></tr><tr><td>彩度</td><td>6以下</td><td>4以下</td><td>2以下</td></tr><tr><td>明度</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr></table> ■着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、外壁の見付面積の5分の1未満でアクセントとして用いる色彩 <table><tr><th></th><th>すべての色相</th></tr><tr><td>彩度</td><td>制限なし</td></tr><tr><td>明度</td><td>制限なし</td></tr></table>		Y・YR系	R系	その他	彩度	6以下	4以下	2以下	明度	制限なし	制限なし	制限なし		すべての色相	彩度	制限なし	明度
	Y・YR系	R系	その他																
彩度	6以下	4以下	2以下																
明度	制限なし	制限なし	制限なし																
	すべての色相																		
彩度	制限なし																		
明度	制限なし																		

【色彩基準及び推奨するマンセル値の範囲】



令和6年度

令和6年7月2日

都市計画審議会(改定素案の報告)

前回

令和7年度

令和7年
7~12月

景観まちづくり支援の実証実験

令和8年3月23日

景観審議会(実証実験・改定素案の報告)

4月28日~5月29日

改定素案に対するパブリックコメントの実施

5月15日

住民説明会の開催

住民意見
の反映

7月3日

景観審議会(改定案の諮問)

8月6日

都市計画審議会(意見聴取)

今回

法定手続

氷見市議会(事前説明)

9月末

景観計画(改定)の公表(告示)

11月頃

景観まちづくりシンポジウム(改定内容の周知)

周知期間
6カ月

令和9年4月~

届出制度・補助支援制度の開始

令和8年度

令和7年度の実証実験の取組み

1. 実証実験の目的

景観形成重点地区景観計画(案)に掲げるビジョンや将来像を、行政と市民等の協働のもとに実現するため、市民等が主体となって行う景観整備や地域活動への支援が必要である。

そのため、**将来的な補助制度の構築に向けた運用方法の確立及び課題抽出を目的として、計画策定より先行して実証的な支援を行った。**

2. 募集方法

景観まちづくりに寄与する取組みを広く募集

- ・シンボルロード地区の全世帯にチラシ配布
- ・市公式SNS (LINE、Instagram)での発信
- ・市公式HPでの発信
- ・新聞社への記事発信依頼

3. 募集期間

令和7年7月11日～令和7年8月11日（1次締切）
（予算範囲内において、募集期間後も受付）

はじめよう！ 景観まちづくり

氷見市景観まちづくり支援事業の公募

8/11 一次締切

地域のみなさんの
景観まちづくりを支援します！

氷見市では、氷見市芸術文化館の開館を契機として、令和4年度より国道415号沿道における市民協働による景観まちづくりの検討を進めており、令和5年度末に『シンボルロード地区景観まちづくりプラン』素案をとりまとめました。今年度は、説明会等を通じて素案を周知する他、まちづくりプランで掲げた将来像を行政と市民等の協働のもとに実現するため、市民等が主体となって行う「建築物・広告物等のまち並み環境を整える取組み」や「暮らしやまちを楽しむ活動づくり」を支援する実証実験を行います。

公募 7/11（金）～ 予算上限に達し次第終了

選定 結果通知 8月中旬

キックオフ ミーティング 8/27（水）夜

プロジェクトごとに 企画・実行

振り返り ミーティング 2月中

※キックオフミーティング、振り返りミーティングは申請者は原則としてご参加ください。

詳細は裏面をご覧ください

【募集チラシ(はじめよう！景観まちづくり)】

4. 実証実験のポイント

①応募者や取組みの共有・連携ができるプロセスの検証

- ・ 応募者や取組みの共有・連携の機会として、応募者同士が顔を合わせる機会を初期と実施後に設ける
- ・ 必要に応じて、人的サポート（専門性や技術を有する市民等のマッチング、企画の伴走支援など）を実施する

②ビジョンを実現する制度内容の検証

- ・ ハード（建築物の景観整備）とソフト（活動づくり）の両輪で支援する。
- ・ 沿道や周辺で景観まちづくりに取り組みたい人が気軽に参画しやすい仕組みとする。
- ・ 景観まちづくりに資する多様な取り組みを対象とできる柔軟な枠組みを設ける。
- ・ 他市の補助制度を参考に比較検討し、適切な補助率や限度額を設定する。

③景観まちづくりの主体の意識醸成につながる申請・協議の仕組みの検証

- ・ 景観まちづくりへの効果がより高い取り組みとするため、事前相談や専門家への相談・アドバイスを得る機会を設ける。

5. ビジョンを実現する制度内容

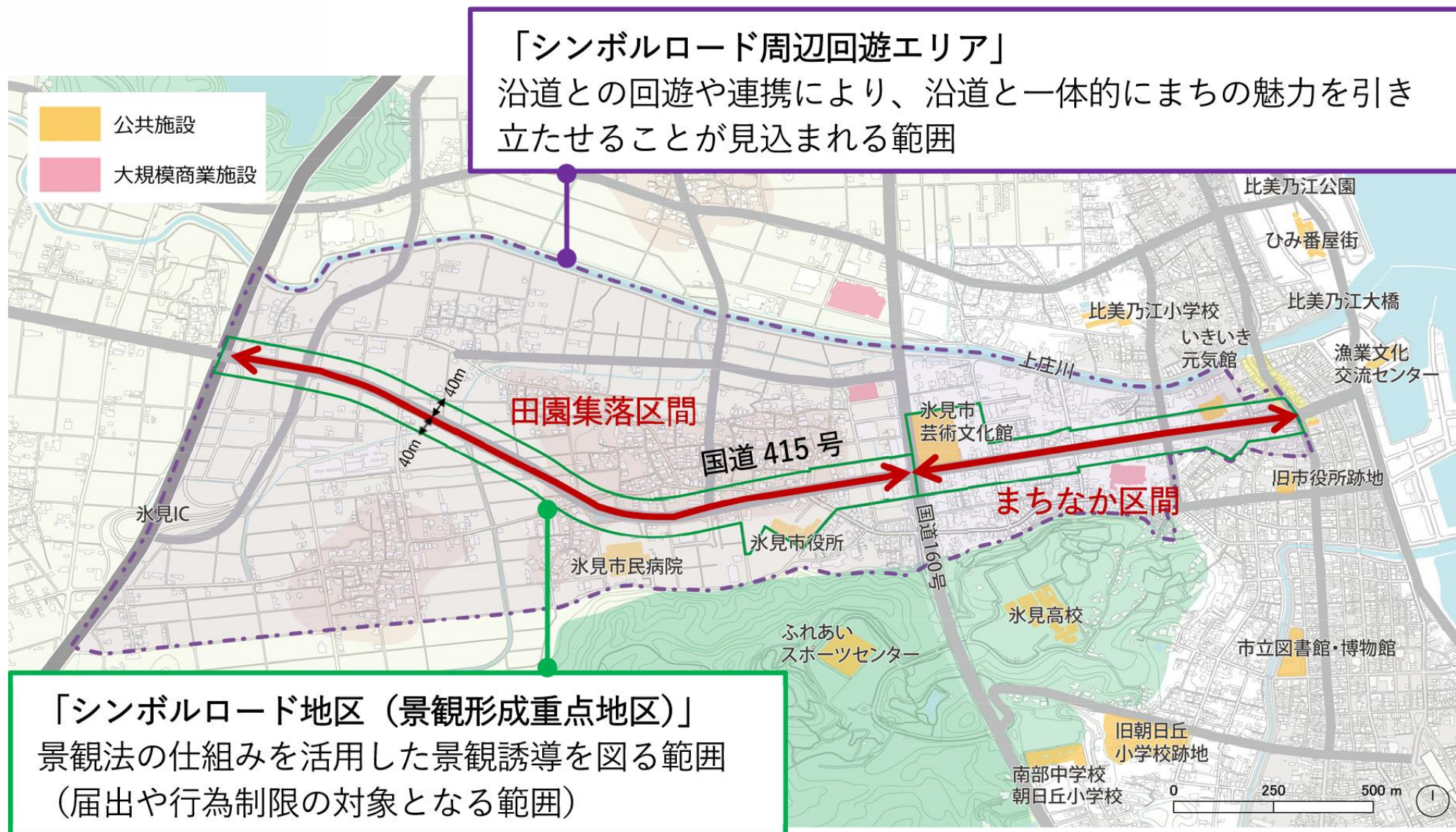
制度検討の ポイント

- ・ **ハード（建築物の景観整備）とソフト（活動づくり）の両輪**で支援する。
- ・ 沿道や周辺で景観まちづくりに取り組みたい人が**気軽に参画しやすい仕組み**とする。
- ・ 景観まちづくりに資する多様な取り組みを対象とできる**柔軟な枠組み**を設ける。
- ・ **他市の補助制度を参考に比較検討し**、適切な補助率や限度額を設定する。

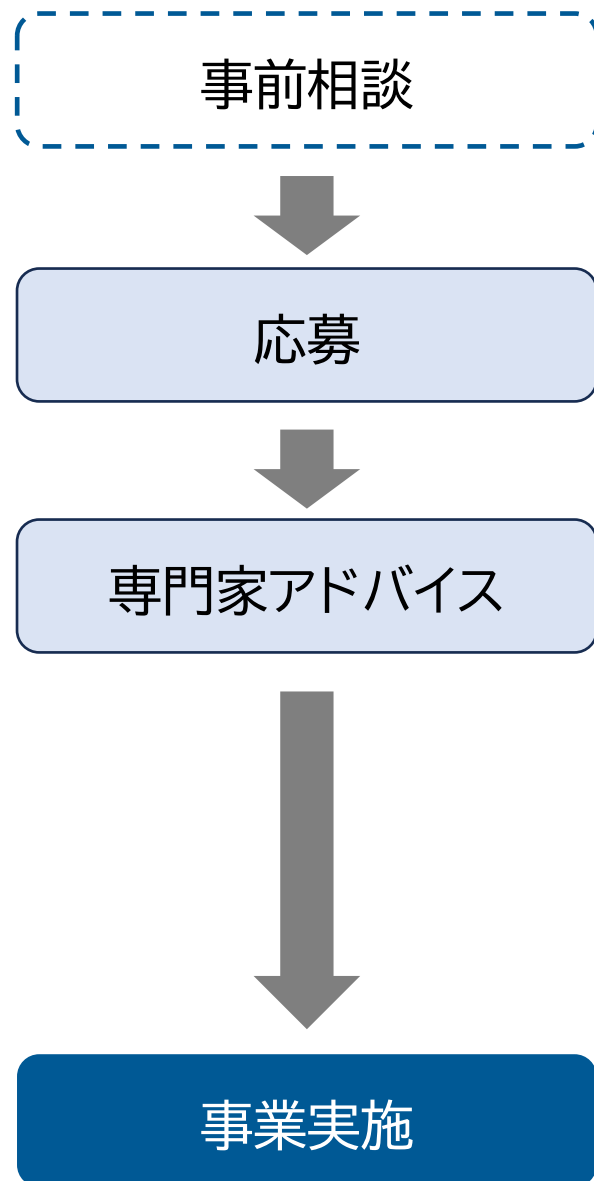
事業区分	補助対象経費	補助率	限度額	対象区域
A：建築物・工作物の修景事業				
建築物の修繕、模様替え、色彩の塗り替え等	外壁、屋根等の改修工事に要する経費	1/2	50万円	重点地区
屋外建築設備等の配慮	室外機、配管等を目立たないように工夫する工事に要する経費		10万円	重点地区
建築物以外の配慮	外構の改修工事に要する経費		10万円	重点地区
B：屋外広告物の修景事業				
屋外広告物の除却、改修	屋外広告物の除却、改修工事に要する経費	1/2	60万円	重点地区
C：はじめよう！景観まちづくり事業				
ハード事業	道路等の公共空間から見える部分の建築物等の改修に要する経費	1/2	10万円	回遊エリア
ソフト事業	身近な景観づくりに資する物品の制作・購入に要する経費 回遊エリア内の資源や空間を活用した取組み、回遊を促進する取組の開催に要する経費	1/2	10万円	回遊エリア

6. 対象区域

シンボルロード地区（景観形成重点地区）とシンボルロード周辺回遊エリアの2つの地区を対象に実施した。



7. 景観まちづくりの主体の意識醸成につながる申請・協議の仕組み



- ・相談があった方に、対象地における景観誘導基準・景観形成基準、景観まちづくりで目指していること等を説明
- ・補助対象とできるよう、企画を概ね検討・調整

- ・取組みの景観まちづくりにおけるポイント等を記載した応募シートと企画概要、デザイン案を提出いただく

- ・専門家として、富山大学藪谷先生に応募シート、企画概要を説明し、景観まちづくりの観点でさらにお願したい事項などを整理し、応募者と相談・調整
- ・必要に応じて対面でのアドバイスや環境色彩の専門家への相談を実施



8. 補助案件一覧

No	事例	事業内容	補助額 補助対象経費	効果等
1	店舗外壁改修工事	シンボルロード沿道景観に配慮した外壁修景	50万円 工事請負費	色彩を変更し、朝日山や周辺との調和が進んだ
2	店舗野立広告物撤去工事	シンボルロード沿道景観を阻害しないよう広告物撤去	1.5万円 工事請負費	電飾が撤去され、田園集落の景観と調和するようになった
3	店舗屋上広告物改修工事	突出した広告物の高さを低減、スカイラインと調和	60万円 工事請負費	デザインについて専門家のアドバイスを参考に検討を進めた
4	住宅外壁改修工事	暖色系色彩に変更し周囲の風景と調和	10万円 工事請負費	補助制度が庭先や外構の修景を検討するきっかけとなった
5	浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト	地域住民が集い交流する地区内の神社境内を整備	10万円 重機リース代	前面のガードパイプを景観配慮色へ塗り替える作業も実施
6	路上ミニライブ賑わいづくりプロジェクト	芸術文化館青空広場でミニステージを配置しライブ演奏	3万円 ミニステージ材料費	他団体主催イベントと同時開催し、多くの方が行き交う場となった

補助案件 No.1 店舗外壁改修工事

シンボルロード沿道に位置する店舗であり、長年の老朽化や地震影響もあり、外壁が劣化していた。そのため、シンボルロード沿道から見える景観に配慮し、外壁の改修を実施したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	補助対象	補助額
建築物の修繕、模様替え、色彩の塗り替え等	重点地区	工事請負費	50万円

⇒外壁には景観形成重点地区景観計画（案）の景観形成基準に適合する色彩を採用していた
だき、朝日山や田園風景と調和した沿道景観づくりにつながった。

補助案件 No. 2 店舗野立広告物撤去工事

シンボルロード沿道に位置する店舗であり、お店の電飾看板が田園集落の風景に馴染んでいなかった。
また、広告物自体が老朽化しており、これを機に撤去し、沿道の景観を阻害しないよう改善を実施したもの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	補助対象	補助額
屋外広告物の修景事業	重点地区	工事請負費	1.5万円

⇒沿道の景観に馴染んでいなかった電飾看板を撤去していただき、店舗と田園集落の景観との調和が図られた。

補助案件 No. 3 店舗屋上広告物改修工事

シンボルロード沿道に位置する店舗であり、屋上広告物の高さが周囲から突出していた。これまで市は改善について事業者の方と協議してきたが、費用の問題もあり、この状態が続いていた。そのため、今回の支援を活用して屋上広告物の一部を撤去、高さを低減する改修を実施したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	補助対象	補助額
屋外広告物の修景事業	重点地区	工事請負費	60万円

⇒屋外広告物を改修していただき、建築物のスカイラインから突出しない規模となった。

補助案件 No. 4 住宅外壁改修工事

シンボルロード周辺回遊エリアの鞍川集落に位置する住宅であり、地震の影響もあり、外壁が劣化していた。今回、シンボルロード地区と調和を図るため、同等の色彩基準に改修を実施したものの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	補助対象	補助額
はじめよう！景観まちづくり事業(ハード)	回遊エリア	工事請負費	10万円

⇒住宅の外壁を暖色系の色彩に変更し、集落の風景との調和を図った。

補助案件 No. 5 浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト

シンボルロード周辺回遊エリアの神社であり、道路から境内が見えないほど雑木が生い茂っていた。
神社を次世代にも残せるように、境内の再整備として、雑木を伐採し、新たに桜などの苗木を植樹したもの。

・修景の結果



事業区分	対象区域	補助対象	補助額
はじめよう！景観まちづくり事業(ハード)	回遊エリア	重機リース代	10万円

⇒道路まではみ出て生い茂っていた雑木がなくなり、新たに苗木を植えられたことで、神社が明るくなり、過ごしやすく住民が集いやすい空間となった。

補助案件 No. 5 浦大野八幡社境内と周囲の美化プロジェクト関連の取り組み

八幡社境内だけでなく、周囲の美化にも取り組みたいとの自治会からの意向を踏まえて、浦大野八幡神社前のガードパイプを市と協力し、景観配慮色へ塗り替えを実施したもの。（材料費市負担）

・修景の結果



浦大野八幡神社境内と周囲の美化プロジェクト

**浦大野八幡神社 境内整備 おひろめ会
& 神社前ガードパイプ塗り替え
を行います！**

お子様の参加も歓迎！ぜひ親子でご参加ください！

ガードパイプの塗り替え体験

の参加者を募集！

※参加は無料です。手袋や刷毛などの必要なものは事務局でご用意します。
※前日（11/22）・当日（11/23）が雨天の場合は、ガードパイプ塗り替えは中止し、11/24（月・祝）に境内整備おひろめ会のみ実施します。

日時 2025年11月23日 10:00～12:00 ガードパイプ塗り替え
12:00～ 境内整備おひろめ会
※自治会よりおにぎり、汁物の振る舞い

場所 大野児童公園 浦大野八幡神社 内

※ガードパイプ塗り替えに参加される方は、汚れてもよい服装でご参加ください。
10時より説明・作業を開始しますので、それまでにご集合をお願いします。

- 浦大野自治会では、今年度に八幡神社境内の美化プロジェクトとして、樹木の伐採、桜やアジサイなどの植樹、遊歩道づくりを行いました。
- 自治会の取組みに合わせ、八幡神社周辺の景観をより良い形で継承していくため、神社前の白いガードパイプを景観配慮色に塗り替えます。
- 12時頃より、八幡神社境内整備のおひろめ会として、自治会よりおにぎりや暖かい汁物の振る舞いがございます。おひろめ会のみのご参加も歓迎です！

きれいな八幡神社にぜひ来てください！

このガードパイプを景観配慮色に塗り替えます！

事務局 水見市 建設部 都市計画課 都市政策担当
〒935-8686 富山県水見市観川1060番地
TEL：0766（74）8078 FAX：0766（74）8104

共催 浦大野自治会
大野新自治会

⇒市道のガードパイプが白色からダークブラウンに変わり、田園集落の風景と調和が図られた。また、多くの住民に参加いただき、地区の景観意識の啓発につながった。

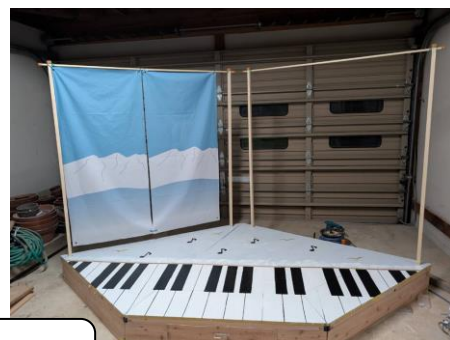
補助案件 No. 6 路上ミニライブ賑わいづくりプロジェクト

シンボルロード沿道の賑わいづくりのため、芸術文化館の青空広場内でミニライブを行うもの。活動を行うにあたり、沿道へ賑わいを滲みだすように、ミニステージを制作してみたもの。

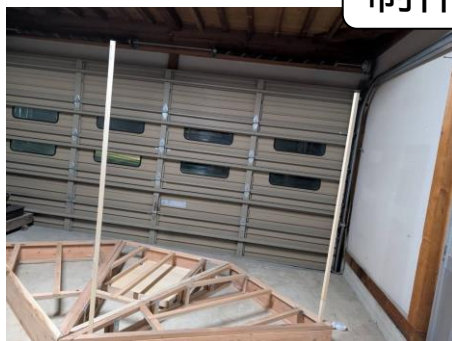
・活動の結果



制作状況



実施状況



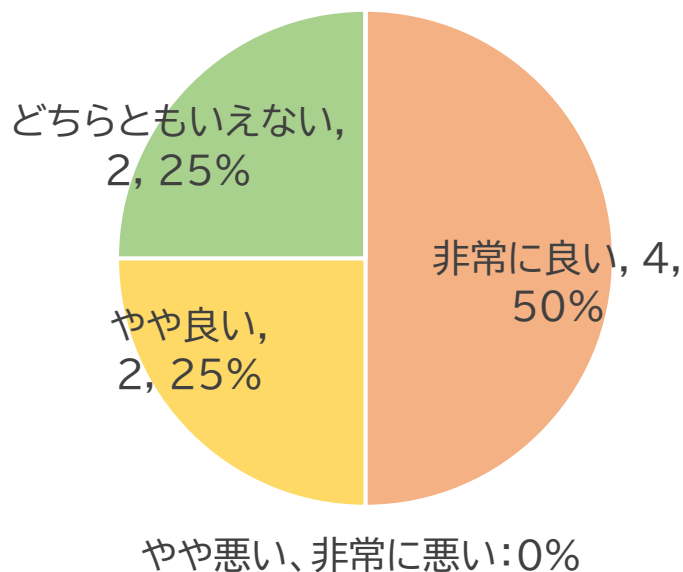
事業区分	対象区域	補助対象	補助額
はじめよう！景観まちづくり事業(ソフト)	回遊エリア	ミニステージ材料費	3万円

⇒ミニステージの制作にかかる材料費を支援した。ミニライブに合わせて、ステージの垂れ幕スタンプアートワークショップを実施し、気軽に鑑賞できる雰囲気づくりができた。

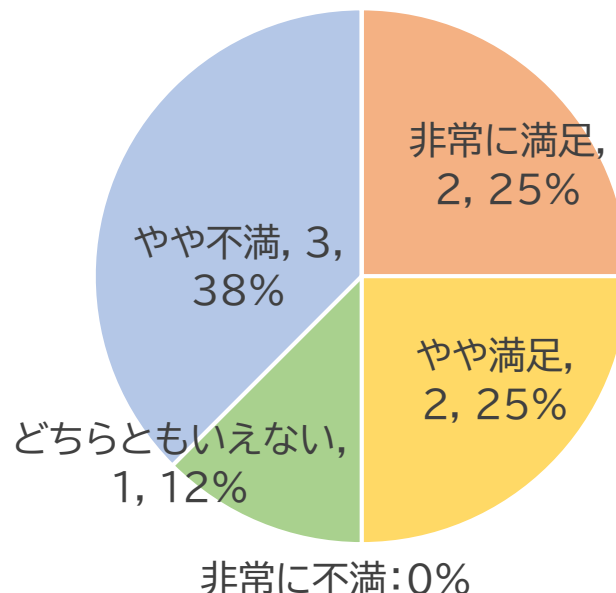
1. 応募者アンケート結果(N=8)

応募のしやすさ

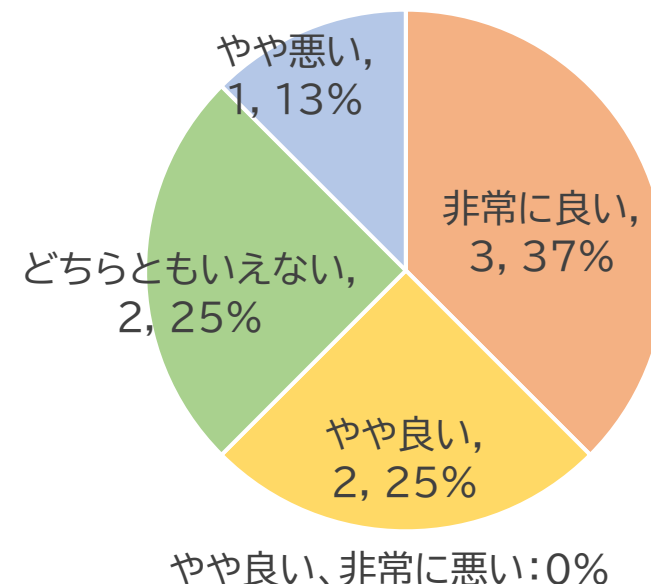
(応募条件・応募シートの記入しやすさ)



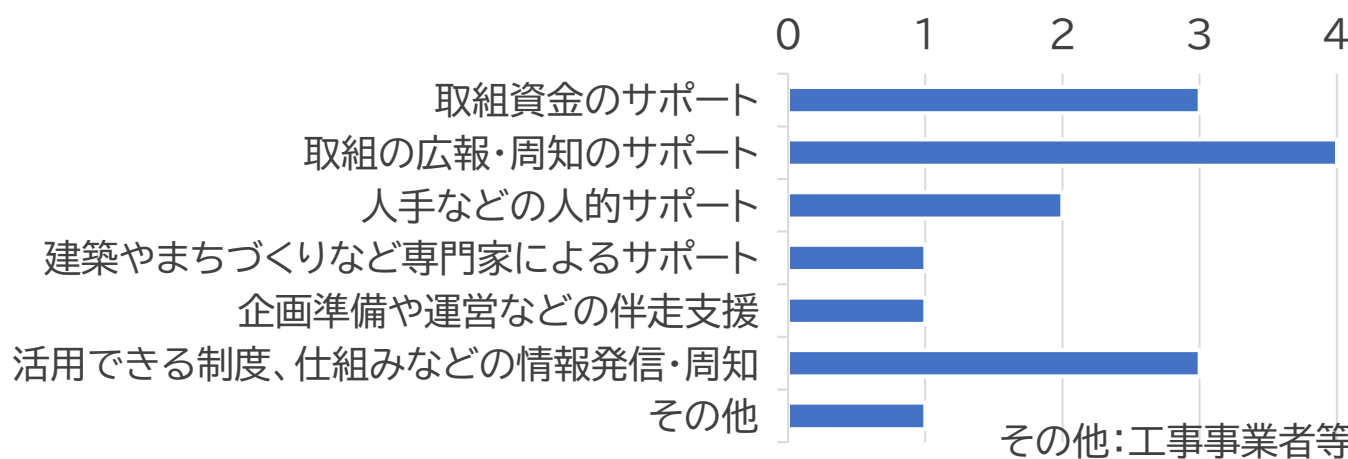
限度額、補助率の満足度



補助対象経費の内容



活動の継続や市民等の活動実現に必要なと感じる行政によるサポート



⇒応募のしやすさ、限度額・補助率、対象経費は、応募者によって評価がわかれている

⇒必要だと感じる行政のサポートとして、活動の広報・周知、制度や仕組みの発信・周知が特に挙げられている

その他:工事事業者等、関係業者の紹介があるとよい

2. 専門家(藪谷先生)コメント

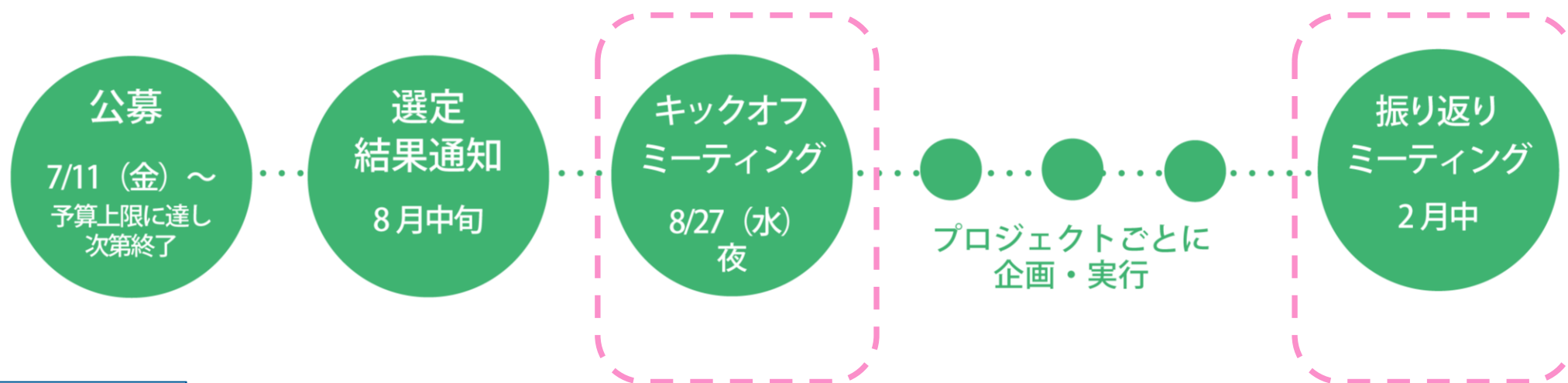
検証項目	評価・今後の課題
①プロセス	・申請のタイミングがバラバラになるのは仕方ない ・景観まちづくりの主体同士のネットワークづくりおよび学びの機会創出は重要であるため、事業後に集まって報告会はできるとよい(できれば必須)
②制度内容	・ミニステージなどの什器制作が、どの支援枠であるかがわかりにくいと感じる ・まちの資産としての什器が増えていくこと、それらが個人の資産ではなく、公共の資産として利活用されていくための仕組みが上手くつくれるとよい
③申請・協議の仕組み	【専門家としてのアドバイス】 ・建築やまちづくりの専門家によるサポートの必要性をあまり感じてもらえなかったかもしれない ・事務局側の意図を申請者に理解してもらうことが重要 ・補助を通じて申請者の意識醸成にもつなげられるとよい 【人的サポート】 ・人的サポートとして学生が関わることは、支援される側、支援する側、双方にとって良い結果をもたらした ・学生が関わることで申請者のスキル(歌、ギター、ものづくり)の掘り起こしのきっかけになり、スキルと景観まちづくりを上手く繋がれたと感じる ・自身の研究室だけで何件もの対応はできないため、サポートする側を増やしていくことも検討できるとよい

制度全体として、、

- ・景観まちづくりの主体の学び・意識醸成、主体間の接点づくりが重要
- ・申請者だけの学びで終わるのではなく、今後支援を受ける人など広くつながっていくと良い

3. 応募者や取組みの共有・連携ができるプロセスの検証

公募から取組み終了までのプロセス



評価検証

- ・ 公募期間を1か月程度設定したが、公募期間内の応募は2件（いずれもC事業）であり、申請のタイミングは取組みごとにバラバラであった。
- ・ 特に、建築物・屋外広告物の修景は、企画から見積もり相談、調整などに時間を要し、事前相談から申請までに半年程度かかった。また、施工業者が多忙であり、工事着手までにも時間を要するケースが多かった。
- ・ 振り返りミーティングは、各事業が終了するタイミングでの調整を検討するなど、申請や工事のタイミングがバラバラであることを踏まえたプロセス検討が必要である。

4. 制度内容／申請・協議の仕組みの検証

黒字:ハード・ソフト共通

青字:ハード事業 赤字:ソフト事業

項目	内容	応募者評価	やってみた課題、改善点
制度の使いやすさ	応募条件・記入のしやすさ	課題・改善の余地あり	・応募しやすい内容だった ・自分たちの取組が補助を受けられるのかわかりにくい ・事前相談に市職員が親切に対応してくれ良かった ・記載例があれば良かった ・申請や補助対象として決定するまでに時間がかかる
補助率・限度額	補助率、限度額の満足度	課題・改善の余地あり	・補助があつて良かったが、労力の割に少なく感じる ・自分の活動としては十分な金額だが、取組内容によっては少ないかもしれない ・工事の内容に応じて、もう少し補助があればいいと感じた（現在の補助額ではできることが限られる）
補助対象経費	対象となる経費の範囲	課題・改善の余地あり	・単なる維持修繕と修景の違いがわかりにくい（専門家や市のアドバイスがあるとよい） ・ソフト事業で対象とならない経費を明確にすべき ・什器制作がどの事業に含まれるか、わかりにくい
申請から取組み終了までのプロセス	申請や事業実施までの事前相談やより良いものにする協議の仕組み	課題・改善の余地あり	・学生の人的サポートにより、支援される側・する側双方にとって良い取組みになった ・事務局側の意図を申請者に伝えるなど、学び・意識醸成につながるとよい ・申請のタイミングや調整・工事時期がバラバラであることでの対応が必要

5. 制度内容／申請・協議の仕組みへの反映

黒字:ハード・ソフト共通
青字:ハード事業 赤字:ソフト事業

項目	申請・協議の仕組みへの反映ポイント
制度の使いやすさ	・申請様式で記入例を示す ・補助対象となる活動を例示する（特にソフト事業） ・市職員に相談できる体制・仕組みを構築する
補助率・限度額	・実証実験の内容を基本とする ※将来的に取組みが広がり、実績が増えた場合は、増額等を検討 また、景観づくり協議会が設置された場合は、その地区内での取組みに対して重点的に支援することを検討する
補助対象経費	・既存の色、材料での再塗装、補修、交換等の単なる維持修繕を対象外とする ・補助対象経費を明確にする（特にソフト事業） ・事前協議・専門家のアドバイスを受けられる仕組みを構築する
申請から取組み終了までのプロセス	・申請から取組み終了までは、個々に進めつつ、認識共有・意識醸成・ネットワーク構築の機会として報告会を設ける等のプロセスを検討する

実証実験の結果を踏まえ

景観まちづくり事業補助金交付要綱（案）を検討中であり、より活用がしやすいように今回の支援事例を踏まえたガイドブックの作成や補助金制度のチラシの作成を行う。